

特定非営利活動法人 大学宇宙工学コンソーシアム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアムという。
ただし、英文表記はUniversity Space Engineering Consortium、略称UNISEC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区弥生2-3-2 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、実践的な宇宙工学教育を行う国内外の大学・高専の学生および教員に対する技術指導、実験設備や実験機会の提供などの支援と、一般の人への宇宙工学分野の普及啓発活動を通して、ロケット・人工衛星をはじめとする技術開発と宇宙開発などの先端的技術に関わる人材開発を行い、もって社会と産業の発展へ寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条別表2号(社会教育の推進を図る活動)
- (2) 同6号(学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動)
- (3) 同11号(国際協力の活動)
- (4) 同13号(子どもの健全育成を図る活動)
- (5) 同14号(情報化社会の発展を図る活動)
- (6) 同15号(科学技術の振興を図る活動)
- (7) 同16号(経済活動の活性化を図る活動)
- (8) 同17号(職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動)
- (9) 同19号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動)

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 大学・高専などにおける宇宙工学等に関する研究・技術開発支援事業
- (2) 宇宙工学等の教育・研修に係る支援事業
- (3) 宇宙工学プロジェクト等のための機器類の共同購入、物品等販売、出版、施設利用等の斡旋事業
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

2 前項において、特定の宗教や政治団体の利益を目的とするものは、これを支援の対象としない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進する。総会における議決権を有するもので、次の区分がある。

- ① 個人正会員
- ② 非営利団体正会員

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助・後援する。総会における議決権を有しないもので、次の区分がある。

- ① 個人賛助会員
- ② 非営利団体賛助会員
- ③ 企業会員
- ④ 学生会員

(入会)

第7条 入会しようとする者は、第3条の目的に賛同し、目標達成に貢献しなければならない。

2 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、入会の申し込みを受領し、入会金および初年の年会費の入金を確認した後すみやかに入会を承認し、入会の可否を通知する。

5 理事長は、3項の定めにより、原則入会を拒否することはできない。ただし、次の各号に該当する者からの入会申し込みがあった場合は、理由を付した書面により入会の拒否を通知し、入会金および年会費を返金する。

(1) 宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及、商品の販売および他の団体への勧誘を目的として入会しようとする者

(2) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に所属している者または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属している者

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。

(2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 6人以上20人以内

(2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3等親以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第15条 監事は次の業務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決にもとづいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この法人の運営に関する以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散。

(3) 合併。

(4) 事業計画及び予算並びにその変更。

(5) 事業報告及び決算。

(6) 役員解任、職務及び報酬。

(7) 入会金及び会費の額。

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9)事務局の組織及び運営。

(10)その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)監事が第15条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定によって監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議長が必要と判断し、正会員の過半数の賛成を得た場合、あらかじめ通知した事項以外についても議決することができる。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールまたはFAXをもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条及び第27条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から第15条第1項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長、議決、表決権等)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

2 理事会においては理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、記名押印しなければならない。

5 各理事の表決権は、平等なるものとする。

6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

7 前項の規定により表決した理事は、第3項の適用については、理事会に出席したものとみ

なす。

第5章 資産

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に掲載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は特定非営利活動にかかる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第39条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書

類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産手続開始の決定。
- (6) 東京都知事による認証の取消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の決議を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第51条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第52条 事務局には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。

2 事務局は毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所または居所を記載した名簿)
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがあるもの全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において社員であった10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第53条 正会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 八坂 哲雄

副理事長 中須賀 真一

副理事長 永田 晴紀

理事 松永 三郎

理事 吉田 和哉

理事 佐鳥 新

理事 川島 玲

監事 掛本 喜嗣

3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年9月30日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条第4号並びに第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、口数に関わらず、表決権は平等なものとする。団体会員は、代表者及び構成員の氏名を加入の際に通知し、変更に際しては、事務局へ書面で通知するものとする。

(1) 入会金: 会員の種別に関わらず、一律1万円とする。

(2) 年会費: 会員の種別により、次に掲げる額とする。

1・個人正会員(1口1万円)

2・個人賛助会員(1口2万円)

3・非営利団体正会員(1口2万円)

4・非営利団体賛助会員(1口4万円)

5・営利団体正会員(1口5万円)

6・営利団体賛助会員(1口10万円)

注) 非営利団体と営利団体の定義

○「非営利団体」とは、学校、病院、宗教団体、公益法人、生協、労働組合、NPO など、営利を目的とせず、営利以外の特定目的達成のために活動する民間団体、ならびに政府機関、地方公共団体、独立行政法人など政府資金で公共のために活動している組織、および大学研究室、グループ、学校のクラスなど、法人格等を持っていない任意団体で、個人ではなく団体での参加を希望するものを言う。

○「営利団体」とは、企業、個人商店など、また、企業組合など営利団体の集合体で、その目的が営利活動である、あるいは、その最終目標が会員である営利団体の営利活動であるようなものを言う。